

選挙公報の手引

(令和8年2月15日執行 宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙)

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した文書で、宇美町選挙管理委員会（以下、町選管）が発行するものです。候補者がどんな人であり、何をしようとしているのか、有権者が一度に知ることのできる貴重な情報源となります。

1. スケジュール

※審査では、文書の体裁等についての確認はいたしますが、誤字・脱字等の確認は原則行いません。

※2月10日（火）17時以降は、いかなる理由でも受理できません。

日時	内容
1月26日（月）から30日（金）まで	・ 審査 ※立候補届等の事前審査と併せて実施 ・ 申請（書類提出）※提出書類は返却いたしません。
2月10日（火）17時まで	掲載文の修正・撤回
（参考）申請以降の流れ	
2月10日（火）17時15分	掲載順序のくじ （町選管が立候補届出番号順にくじを実施）
2月10日（火）17時から11日（水）正午まで	印刷（町選管→印刷会社）
2月11日（水）午後から13日（金）午後まで	納品 → 全戸配布（印刷会社→ポスティング会社）

2. 提出書類

- ① 掲載申請書（1枚）
- ② 原稿用紙（1枚）
- ③ 候補者写真（1枚）

【写真に関する注意事項】

- ・ 原稿用紙には写真を貼り付けないでください。
- ・ 撮影から6か月以内の写真を使用してください。
- ・ 裏面に、氏名および撮影年月日を鉛筆で記入してください。
- ・ 無帽・上半身・正面向きの写真としてください。
- ・ カラー、モノクロいずれも可能です。
- ・ 背景は無地（又は薄い色）としてください。
- ・ 写真サイズは原稿用紙の枠内に収めてください。

〔目安〕原稿用紙（大）：縦6.5cm × 横5.5cm

原稿用紙（小）：縦3.9cm × 横3.4cm

3. 原稿作成要領

選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版により黒色印刷しますので、体裁や文字の大きさなどは、よく確認した上で作成してください。

(1) 原稿用紙の使い方

- ・原稿用紙は、必ず町選管が配付したものを使用してください。
- ・原稿用紙（大）を使う場合、印刷時に縦・横ともに「3分の2」に縮小されます。その点を考慮して文字の大きさなどを調整してください。
- ・記載は必ず枠内にしてください。枠外に書いた部分は印刷されません。
- ・原稿用紙の右上の「写真欄」には候補者写真が入ります。文字などは書かないでください。
- ・原稿用紙の黄色い線は印刷に写りません。方眼は書きやすくするための補助線なので、気にせず使って構いません。
- ・原稿用紙が汚れたり折れたりすると、そのまま選挙公報にも反映されます。汚れや折れが出ないように、丁寧に取り扱ってください。

(2) 記載用具について

- ・必ず黒色の色素で記載してください。
- ・特別な指定はありませんが、仕上がりは写植文字を使った原稿が最もきれいです。
- ・鉛筆、クレヨン、ボールペン、フェルトペン、マジックペンは、できるだけ使用しないでください。

① 活字・写植文字を使用する場合

- ・原稿用紙（大）を使用すると、印刷時に縦・横ともに「3分の2」に縮小されます。小さすぎる活字は不鮮明になりますので注意してください。
- ・写植文字の場合は、写植した印画紙をそのまま原稿用紙の枠内（写真欄を除く。）に貼り付けてください。

② ペン・毛筆などを使用する場合

- ・原稿用紙（大）を使用する場合は、縮小されるため小さすぎる文字は不鮮明になることがあります。
- ・毛筆の極端に太い文字は、印刷が汚れることがありますので注意してください。

③ 訂正について

- ・訂正する際は、原稿用紙の枠外の余白部分を切り取り、訂正箇所貼り付けて修正してください。

(3) 字数

制限はありません。

(4) 使用できる文字

- ・通常文章に使用する文字（漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字等）
- ・通常文章に使用する文字以外の文字（デザイン的な文字）
- ・記号、符号及び罫線

(5) 記載できること

① 氏名欄

- ・候補者氏名（通称使用の認定を受けるものは、その通称）及びふりがな
- ・所属党派名（「無所属」、「公認」および「推薦」の文字を含む。）
- ・生年月日
- ・年齢（投票日現在）
- ・職業

※縦書きで記載してください。

※写真・図・イラストなどによる記載はできません。

② 本文欄

- ・候補者の政見、経歴、公約など

※図、イラストレーションなどにより記載できますが、それらの部分にかかる面積は、本文欄のおおむね2分の1を超えてはなりません。

※候補者の写真は掲載できません。

(6) 記載できないこと＜禁止事項＞

・虚偽事項

身分、職業、学歴、資格等を記載する場合は、必ず事実に基づき正確に記載してください。

法235条（虚偽事項の公表罪）により、当選を得る目的で虚偽の事項を公にした場合、2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されることがあります。なお、記載内容に疑義が生じた場合には、必要に応じて原本等による確認を求めることがあります。

- ・選挙公報の品位を損なう事項
- ・他人の名誉を傷つけもしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載
- ・刑事犯罪を構成するような記載
- ・利害誘導にわたる記載
- ・他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動となる事項

4. 修正又は撤回する場合

提出後に修正又は撤回する場合は、令和8年2月10日（火）17時までに町選管へ次の書類を添えて申請してください。

項目	提出書類
修正する場合	① 選挙公報掲載文修正申請書 1枚 ② 原稿用紙 1枚（修正により再作成したもの）
撤回する場合	選挙公報撤回申請書 1枚

5. 条例・規程

- ・選挙公報の発行に関する条例（昭和52年10月1日条例第33号）
- ・選挙公報発行規程（昭和52年10月1日規程第2号）

6. 作成例

宇美町議会議員一般選挙 選挙公報掲載文原稿用紙

受付年月日	令和 年 月 日
受付番号	№

【写真欄】 写真は貼り付けしないでください。

- ・無帽、上半身、正面向きの写真（6か月以内に撮影）
- ・裏面に氏名・撮影年月日を鉛筆で記入
- ・無背景（又は薄い色）の写真
- ・カラー、モノクロいずれも可
- ・写真サイズは原稿用紙の枠内

〔目安〕 原稿用紙（大）：縦6.5cm × 横5.5cm
原稿用紙（小）：縦3.9cm × 横3.4cm

【氏名欄】 写真・図・イラストなどによる記載はできません。

- ・候補者の氏名は縦書き
- ・ふりがな、所属党派名（無所属等含む）、生年月日、年齢（投票日現在）、職業を記載可能
- ・通称の認定を受けた場合は、通称名を記載

【本文欄】

- ・候補者の政見、経歴、公約など
- ・図、イラストレーションなどの記載可能（枠内の面積おおむね2分の1以内）
- ・候補者写真は掲載不可

写真欄

氏名欄

本文欄

掲載第

順位

候補者氏名

字数

字

連絡場所及び電話番号	局番
------------	----